

今年も 10 月から最低賃金が上がりますが 170 万円の助成金活用で乗り切りましょう。

○最低賃金の UP で変わること

時給又は時給換算	月給換算
現在 1,113 円	192,549 円
10月以降 1,163 円	201,199 円

時給で 50 円 月給換算では 8,650 円
上げなくてはなりません。

←この額①とします

○助成金の趣旨

どうせ 10 月から上げなくてはならないのだから 9 月（法施行前）にあげると良いことがあります。

○助成金の対象者は次のような賃金を支払っている人で 6 ヶ月以上働いている人です。

	時給又は時給換算	月給換算
現在助成金の	1,113 円から	192,549 円から
対象となる人の賃金	1,163 円未満の人	201,199 円未満の人

○対象者の賃金を 9 月に次のように上げた場合

9 月中に賃金を 90 円 アップする。	1,203 円	208,119 円
	1,253 円	216,769 円

←この額②とします

○10 月になれば 201,199 円にしなくてはならないのを **9 月に 1 ヶ月早く 208,119 円に
UP してあげる。**①-② 総額 6,920 円の昇給で設備投資の 3/4（上限 170 万円）の設備投
資の助成が受けられます。



**例えば 230 万円の機材を購入した場合
3/4 で 170 万の設備投資の助成が受けられます。**

このスキームを実行するための手数料

○就業規則の一部作成変更 55,000 円

○報酬 助成額の 15%

誰もが出来るわけではありません 人材開発協会併設の
社労士法人ならではご提案です。

詳細は電話やメールでご連絡ください。FAX03-4510-3920 ☎03-5215-1488

御会社名
お問い合わせ

電話番号